

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成24年度当初予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成24年2月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区基本構想、基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区基本構想については、策定より17年が経過し、区を取り巻く社会経済情勢も大きく変化していることから、平成25年度を目途に改定を行う事とする。併せて新たな基本計画を策定する。

新たな基本構想、基本計画は、社会経済状況や時代の変化を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものを策定する。

策定にあたっては、昨年12月に設置した25名の外部委員からなる基本構想審議会でご議論いただきながら、多角的で幅広い検討を進めている。

また、区民の関心を高めつつ、基本構想に対する区民の提案をまとめて審議会の議論に反映するための、区民参加型の取組みを展開する。

これらの策定作業、運営を円滑にすすめるため、高度で専門的な企画能力、技術力（ノウハウや経験）をもつ事業者を選定し支援業務の委託を行う。

(3) 履行期間

平成24年4月から平成25年3月31日まで（予定）

2 参加資格

世田谷区基本構想、基本計画業務に意欲と遂行能力を有する事業者であって、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査」の共同運営格付がAのもの。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書を特定するための評価基準

(1)参加資格

参加資格は満たしているか

(2)申込時における注意事項等の遵守

応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか

(3)応募理由等

受託に対する意気込みは感じられるか

(4)取り組み方針

業務執行へのコンセプトや取組方針は、本区の意向に沿っているか、優れた特色や独自性を持っているか

(5)これまでの実績

類似する業務の実績は豊富であるか

(6)実施体制（スタッフ体制）

(ア) 実施するにあたって十分な実施体制がとれているか（役割、人数、経験等）

(イ) 実施体制に優れた点があるか（配置人材、配置職種、専門性、情報収集、調査手法、区との連絡体制、経験等）

(7)企画書の内容

(ア) 本区の課題認識が正しく理解され、適切な計画策定支援が期待できるか

(イ) 成果物の水準、有効性は期待できるか

(8)見積り金額

見積り金額は実施内容に応じたものか（内訳金額は妥当か）

(9)プレゼンテーション全般

(ア) プレゼンテーションの内容に説得力があるか

(イ) 説明に無理がないか

4 提案書の審査方法

提案書提出者からプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、事業者を決定する。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号

世田谷区政策経営部政策企画課計画担当

（世田谷区役所第1庁舎3階 30番窓口）

電話：03-5432-2040 ファクシミリ：03-5432-3047

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年2月13日～2月21日

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開（※ダウンロード可）

及び、上記(1)の担当部課窓口で配付

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成 24 年 2 月 21 日（正午まで必着）

場所：上記(1)の担当部課窓口

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信

(4) 応募申込書・提案書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成 24 年 3 月 16 日（正午まで必着）

場所：上記(1)の担当部課窓口

方法：持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

※ 平成 25 年度当該業務の委託の随意契約を予定

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 6 (1)の担当部課に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は募集要項による。